

会 議 報 告

以下のとおり報告いたします。

日 時 ・ 場 所	令和7年8月5日（火） 16時00分～17時30分 早来総合庁舎大会議室
会 議 名	令和7年度第1回安平町文化財保護委員会
出 席 者	細川委員、岩井委員、高谷委員、宮下委員、川内委員、赤坂委員、西夢委員 教委：井内教育長、渡邊次長、武田補佐、白崎主幹、野本主査、吉田 [出席者：13名]
1 開 会（16時30分～） 2 委嘱状交付 再交付：全7名分（期間は令和7年4月1日～令和9年3月31日） 3 教育長挨拶 4 議 題 (1) 委員長・副委員長の選出 委員長及び副委員長立候補者いないため、事務局より前回と同じく委員長に川内委員、副委員長に宮下委員に依頼。 →了承。 委員長：川内委員 副委員長：宮下委員 (2) 安平町指定文化財の解除について（消防ポンプ車） ・ 町内の指定文化財のありかたについて 事務局：指定文化財の解除について、先日追分消防支所より平成2年より町指定文化財として指定していた消防ポンプ車を指定文化財から解除依頼を申し出があり、解除進めることへの協議。 また、町内の指定文化財のありかたについて。町内の指定文化財の修繕や看板作成により統一する形で進めたいと思います。 ※町内に現存する安平町指定文化財の一覧を参照。 委員：指定の解除ということは処分したいということですか？ →事務局：消防の支所長のからも相談があり、今消防支所の周りにも小学校や中学校があり、敷地のスペースも少なく、現在、消防のポンプ車や他にも当時歴史的価値があるのではないかとし、当時指定したものがあつた状態であり、管理も難しく限られた市敷地で保管するよりも、別のものを保管する用途として使用したい意向もあり、皆様のご意見もいただきながら進めたく、解除の場合は消防に一任する形に、また仮に解除しない場合、どこで誰が維持管理していくという話にもなりますので、皆様のお話を伺いながら最終的に解除していけるのか検討していきたいと思ひます。 →委員：動きますか。 →事務局：動きはしないと思ひます。ただ歴史的に相当価値があるものであるとお聞きしています。 委員：文化財の指定の摘要欄を見ますと、アメリカウイルス社製、昭和30年に製造されたもの	

でどのぐらいの価値があるか細かいところは判断がつかないですが、ただ文化財の指定される際に、慎重に話や議論をして決めているものであるもので、解除するときは慎重に進めていきたい。一度失うと文化財はなかなか取り返しがつかず、後悔するものであり、今までもそういった例がありましたし、解除について他に方法はないのかも含めて判断しなくてはいけないと思います。判断についてはどこに一任しているかはありますか？

事務局：こちらにつきましては、まずこの文化財保護委員会で良し悪しについてご意見を伺いたいと思っております。

委員：文化財になった経緯など、当時の価値などの判断材料となる資料があれば判断しやすいのですが。

委員：当時の手押しのポンプもありましたか？

→事務局：消防支所の中にあります。

委員：例えばですが、ポンプ車の一部を残し、写真とともに展示するなどの方法もあると思います。処分するというのは違う感じがする。本日中に解除について賛成反対を出す形ですか？

→事務局：可能であれば判断したいですが、どこまで議論できるかによって来ると思います。当時指定した経緯も当然あると思いますが、現在管理している側からしたら大変疲労感が多いもので、指定は受けているがメンテナンス等できているかということとそこも不確かであり所有者からの申請により教育委員会が指定しているという流れがある。解除についても教育委員会の会議に諮り、解除の手続きをしていくという流れがあります。残した方が良いという意見があるのはもちろんですが、気持ちだけでは維持は難しく、維持していくとしたらどうするべきかを考える必要があると思っております。本日解除の良し悪しが出なければ、出た意見を消防の方に伝える形にして協議を進めていきたいと思っております。

委員：現状を正しく知る必要があると思います。現在所有があるのは？

事務局：追分の消防支所の車庫内にあります。

委員：管理作業はどんなものがあるのか

事務局：現状は特段していなく、置いているだけと思われます。

委員：一般に開放はしていますか？

事務局：特段開放もしていないと思われます。認知自体もしていない状態です。

委員：ポンプ車自体を子供たちなどに周知していれば、解除しないでほしいという町民の声もあったのでは？

事務局：指定文化財について町民の人にはあまり見える形では現状ないですし、当時文化財として指定した際の思いも見えてこない状態である。ただ指定した責任も果たす必要があるのもまずは、この文化財保護委員の皆様から把握していき、管理していくこと進めていきたい。そして今回の消防のポンプ車でいうと当時を知っている職員がいないなかで維持管理の難しさも踏まえ解除の申し出があったという現状を知っていただき、そのほかの指定文化財についても皆さんに見ていただきながら維持管理していく方向で進めていきたいと思っております。

委員：今回このように指定文化財の見える化をしていただき、文化財保護委員の中でもわかりやすくしていただいたが、これを町民の方にも見える形にしていきたいと思っております。また急ぎでなければ今回のポンプ車についても検討の猶予が欲しい。町内にある文化財として町民や子どもたちに紹介したいと思っております。

委員：このポンプ車について、今は知っている消防車も30年後文化財としてみるのか？消防支所の建設当時の半鐘などは文化財としてよいとは思いますが、動かなくなった車で手入れも難しくできていないならば、文化財としては難しいと思っております。

事務局：文化財としての価値を検討していく必要があると思っております。それに伴い皆さんに今一度指定文化財を見ていただく機会も必要だと思っております。

委員：そもそも所有者が申請して指定されたものなので、それを解除したいと所有者がいうのであれば解除になると思うのですが、そこを文化財保護員の誰かが保護します等あれば解除しない方向に進むと思うのですが、誰も保管する責任が持てないまま、消防に待ってくださいとは難

しいように感じます。実務的に保護が難しいのであれば解除が現実的な気がします。例えばこういったものがあつたという記録を写真に残し、部品や一部を残す方法も手かもしれない。

委員：文化財の指定には所有者が希望を出したのちに文化財保護委員会にて価値を図り決まるもので申し出があつても断っているものもある。決定に至る理由もあつたと思う。価値について今一度図る猶予が欲しいと思います。活用等も含めて検討したいと思います。

事務局：今回議論していただいた内容を教育委員会の会議にて報告し、今後の町指定の文化財の在り方について、文化財保護委員の皆様と考えていきたいと思います。

(3) 郷土資料館資料のあり方について

事務局：資料（早来郷土資料館台帳）参照。

現在、資料館内部には破損しているもの、重複して保存してあるものが存在する。破損しているものは処分として、重複しているもので寄付してくれた方がわかるものは返却する方向として進めたいと思います。

委員：今の資料館は仮置き場という認識で、今の状態では新しいものを受け入れるのは厳しいと思います。今事務局からありました状態の悪いものは処分してよろしいとしてよいでしょうか？

全員：良い

事務局：郷土資料の定義について考えていきたいと思いますが、どこまでを残していくのか、追分ではあればSL、早来であればチーズに関するものがそれにあたるとありますが、生活に関するものが郷土資料とするのか、重複しているものはどこまで残すのか考えていきたいと思います。

委員：今の資料館は仮置き場なので、文化財保護委員として新しい郷土資料館の新設を要望として出したいと思います。

委員：廃校になった安平、遠浅の小学校活用はできませんか？

委員：郷土資料館は小学校尾、中学校、高校の授業に使われているので存在として大きいと思います。

委員：まなび図書館にいても郷土資料教えてくださいと訪ねてくる方もいるなかで資料館を紹介できるチャンスではあると思います。

委員：資料館に暖房がないので冬場は入ることができない。そういった整理もしていきたい。

委員：委員のみんなで各資料館の整理をしに行くべきであると思う。

委員：仮に郷土資料館を新しく建てるとしても、リストにあるものを整理して、そこから展示するものを決め、それに合わせて建物の大きさを考える必要があると思う。

事務局：今回の議論からスタートする形にして意見をいただきながら進めていきたいと思っています。皆さんで資料館と指定文化財を見に行く機会を作って一緒に確認したいと思っています。